

第八十二回国会 運輸委員會議録 第二号

昭和五十二年十一月一日(火曜日) 午前十時三十八分開議

出席委員

- 委員長 大野 明君
理事 小比木三郎君
理事 宮崎 茂一君
理事 渡辺 芳男君
理事 河村 勝君

- 北川 石松君
永田 亮一君
堀内 光雄君
太田 一夫君
兒玉 末男君
草野 威君
数野 義彦君
小林 政子君

出席國務大臣

- 運輸大臣 田村 元君

出席政府委員

- 運輸省航空局長 高橋 寿夫君

委員外の出席者

- 運輸委員会調査室長 鎌瀬 正己君

委員の異動

十一月一日

辞任

- 三塚 博君

同日

辞任

- 山下 元利君

補欠選任

- 山下 元利君

補欠選任

- 三塚 博君

十月二十九日

国有鉄道運賃法の改正反対に関する請願(榎藤恒夫君紹介)(第八一九号)

第一類第十号

運輸委員會議録第二号

昭和五十二年十一月一日

同(佐藤觀樹君紹介)(第九四九号)
同(安田純治君紹介)(第九五〇号)
同(和田耕作君紹介)(第九五一号)

国有鉄道運賃法の一部改正反対に関する請願(吉原米治君紹介)(第一〇〇二号)
精神薄弱児者に対する国鉄運賃の割引制度確立に関する請願(椎名悦三郎君紹介)(第一二七六号)

東北新幹線盛岡以北の早期着工に関する請願(椎名悦三郎君紹介)(第一二七七号)
中央新幹線の建設促進に関する請願(井出一太郎君紹介)(第一二八五号)

同(唐沢俊二郎君紹介)(第一二八六号)
同(倉石忠雄君紹介)(第一二八七号)
同(小坂善太郎君紹介)(第一二八八号)
同(中島衛君紹介)(第一二八九号)
同(羽田夜君紹介)(第一二九〇号)

原動機付自転車による貨貨業の許可制に関する請願(井出一太郎君紹介)(第一二九一号)
同(唐沢俊二郎君紹介)(第一二九二号)
同(倉石忠雄君紹介)(第一二九三号)
同(小坂善太郎君紹介)(第一二九四号)
同(清水勇君紹介)(第一二九五号)

同(中島衛君紹介)(第一二九六号)
同(羽田夜君紹介)(第一二九七号)
同(月三十一日)
国鉄の運賃法定制度改悪反対等に関する請願(外一件(坂本恭一君紹介)(第一七五六号))

同(宮井泰良君紹介)(第一九九四号)
国有鉄道運賃法の改正反対に関する請願(加藤万吉君紹介)(第一七五七号)
同(倉野威君紹介)(第一七五八号)
同(小林政子君紹介)(第一七五九号)
同(松本善明君紹介)(第一七六〇号)

同(小川新一郎君紹介)(第一七六一号)
同(野口幸一君紹介)(第一九九六号)
同(渡辺三郎君紹介)(第一九九七号)

は本委員会に付託された。
十月三十一日
大都市圏の通勤鉄道建設に対する国庫負担率引き上げ等に関する陳情書(関東一都九県議会議長会常任幹事東京都議會議長河野一郎外九名(第一五六号))

地方バス路線の維持維持対策の強化等に関する陳情書外一件(中国四国九県議会議長会代表山口県議會議長吹田悦外八名(第一五七号))
九州新幹線の早期着工等に関する陳情書外一件(佐賀市内の一の五の四九州各県町村議會議長会協議長長牛島利雄外一名(第一五八号))
は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件
連合審査会開会申入れに関する件
特定空港周辺航空騒音対策特別措置法案(内閣提出第八号)

○大野委員長 これより會議を開きます。
特定空港周辺航空騒音対策特別措置法案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。田村運輸大臣。

特定空港周辺航空騒音対策特別措置法案
〔本号末尾に掲載〕

○田村國務大臣 ただいま議題となりました特定

空港周辺航空騒音対策特別措置法案の提案理由
つきまして御説明申し上げます。

近年におけるわが国の航空の発展はまことに目覚ましく、いまや航空は、国際旅客輸送におきましてはもちろんのこと、国内の長距離旅客輸送におきましても重要な役割りを果たしており、その公共性はきわめて高いものであります。

ところで、最近における航空機のジェット化、大型化と運航回数増加は、時間距離の短縮、旅客の大量輸送等輸送サービスを著しく向上させてまいりましたが、その反面、空港周辺に及ぼす航空騒音の影響を著しく拡大させることとなりました。一方、空港周辺は一般的に空港と都心部との交通網が整備される等の要因により宅地化が進展する傾向にありますが、特に都市圏内にある空港周辺におきましては、このような傾向が顕著に見られるところであります。

このような事情から、特にジェット機が就航している空港の周辺におきましては、航空騒音をめぐる地域住民との紛争が激化し、航空騒音問題は、いまや深刻な社会問題となっております。政府といたしましては、このような状況に対処し、航空機の騒音基準適合証明制度の確立等の発生源対策や、周辺への騒音の影響を減少させるための空港構造の改良対策を初め、住宅、学校、病院等の防音工事に対する助成、移転希望者に対する損失補償及び土地の買入れ、緑地帯の整備等の空港周辺対策を積極的に進めてまいりました。

しかしながら、これらの発生源対策や空港構造の改良対策にはおのずから限界がありますし、助成措置を中心とする従来の空港周辺対策では、空港周辺において住宅の新たな建築が行われることを抑制することができず、航空騒音問題の根本的な解決はきわめて困難な状況であります。

このような事態を解決するためには、昭和四十

九年の参議院運輸委員会の決議においても指摘されているところであり、宅地化の進展が予想される空港周辺につきまして、健全な町づくりの一環として住宅等の建築を制限するとともに、生活環境施設、産業基盤施設等の施設の整備の促進のための措置等を講じ、航空機騒音による騒音の防止に配慮した土地利用を誘導促進することに より、航空機騒音による騒音を防止し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図るための制度を確立する必要があります。

このため、航空審議会と同様の趣旨の答申をも 尊重し、この法律案を提案いたしました次第でございます。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申 上げます。

本法律案は、第一に、その周辺について航空機 の騒音により生ずる騒音を防止し、あわせて適正 かつ合理的な土地利用を図る必要があると認めら れる空港を政令で特定空港として指定することと いたしており、この指定があれば、特定空港の設 置者は、おおむね十年後における当該特定空港の 周辺で航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域 及び当該地域における航空機の騒音の程度等を示 して、当該地域を管轄する都道府県知事に対し、 特定空港の周辺について次に述べる航空機騒音対 策基本方針を定めるべきことを要請しなければな らないこととしております。

第二に、都道府県知事は、特定空港の設置者の 要請があつたときは、特定空港の周辺について、 航空機騒音防止地区及び航空機騒音障害防止 特別地区の位置及び区域に関する基本的事項、航 空機騒音により生ずる騒音の防止に配慮した土地 利用に関する基本的事項並びに航空機騒音障害防 止施設、生活環境施設、産業基盤施設等の施設整 備に関する基本的事項を内容とする航空機騒音対 策基本方針を、関係市町村長、関係住民等の意見 を聞いた上、運輸大臣及び建設大臣の同意を得て、 策定するものとしております。

第三に、都道府県知事は、特定空港の周辺で都

市計画区域内の地域においては、航空機騒音対策 基本方針に基づき、都市計画に航空機騒音障害防 止地区及び航空機騒音障害防止特別地区を定める ことができることとしております。

第四に、都市計画決定された航空機騒音障害防 止地区及び航空機騒音障害防止特別地区内におい ては、住宅等の建築については、必要最小限の制 限を行うものとしております。その制限の内 容は、航空機騒音障害防止地区内において住宅等 を建築する場合には、防音構造としなければなら ないこととし、航空機騒音障害防止特別地区内にお いては、都道府県知事が許可した場合を除き、住 宅等の建築をしてはならないこととしておりま す。

第五に、このような航空機騒音障害防止特別地 区内における住宅等の建築の禁止により通常生ず るべき損失は、特定空港の設置者が補償しなければ ならないこととするともに、住宅等の建築の禁 止によつて土地の利用に著しい支障を来すことと なる場合に、当該土地の所有者が当該土地を買い 入れるべき旨を特定空港の設置者に申し出るとき は、特定空港の設置者は、当該土地を時価で買い 入れるものとしております。

第六に、航空機騒音障害防止特別地区に現に所 在している住宅等については、特定空港の設置者 が、移転希望者に対し、移転補償及び土地の買い入 れを行うことができることとしております。

第七に、特定空港の設置者による地方公共団体 に対する援助として、特定空港の設置者が買い入 れた土地を地方公共団体が公園、広場等に利用す るときは、無償で使用させることができることと するとともに、地方公共団体が航空機騒音対策基 本方針に適合し、かつ、航空機騒音による騒音の 防止に資する施設の整備を行うときは、その整備 に要する経費の一部を補助することができること としております。

第八に、国は、航空機騒音対策基本方針に適合 する施設の整備を行う地方公共団体その他の者に 対し、財政上及び金融上の援助に努めなければな

らないこととしております。以上が、この法律案を提出する理由でありま す。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛成いた だきますようお願い申し上げます。(拍手)

○大野委員長 これにて趣旨の説明は終わらま した。

○大野委員長 この際、連合審査会開会申し入れ の件についてお諮りいたします。

ただいま法務委員会において審査中の航空機強 取等防止対策を強化するための関係法律の一部を 改正する法律案について、法務委員会に連合審査 会開会の申し入れを行いたいと存じますが、御異 議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○大野委員長 御異議なしと認めます。よつて、 さよう決しました。

なお、連合審査会の開会日時等は、委員長間で 協議の上、追つて公報をもつてお知らせいたしま す。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、 本日は、これにて散会いたします。

午前十時四十七分散会

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法案

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、特定空港の周辺について、 航空機騒音対策基本方針の策定、土地利用に関 する規制その他の特別の措置を講ずることによ り、航空機の騒音により生ずる騒音を防止し、 あわせて適正かつ合理的な土地利用を図ること を目的とする。

(特定空港の指定等)

第二条 空港整備法(昭和三十一年法律第八十号) 第二条第一項に規定する空港であつて、おおよ

ね十年後においてその周辺の広範囲な地域にわ たり航空機の著しい騒音が及ぶこととなり、か つ、その地域において宅地化が進むと予想され るため、その周辺について航空機の騒音により 生ずる騒音を防止し、あわせて適正かつ合理的 な土地利用を図る必要があると認められるもの は、政令で特定空港として指定する。

2 前項の規定による指定があつたときは、当該 特定空港の設置者は、運輸省令、建設省令で定 めるところにより、おおむね十年後における当 該特定空港の施設の概要、当該特定空港の周辺 で航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域及 び当該地域における航空機の騒音の程度並びに 当該特定空港の設置者が講ずる航空機の騒音に より生ずる騒音の防止のための措置の概要を示 して、当該地域を管轄する都道府県知事に対し、 次条第一項に規定する基本方針を定めるべきこ とを要請しなければならない。次項の規定によ る調査の結果が都道府県知事に示した事項と著 しく異なることとなる場合として政令で定める 場合も、同様とする。

3 特定空港の設置者は、前項の規定による要請 をしたときは、おおむね五年ごとに、おおよね 十年後における当該特定空港の周辺で航空機の 著しい騒音が及ぶこととなる地域及び当該地域 における航空機の騒音の程度について調査を行 うものとする。

(航空機騒音対策基本方針)

第三条 都道府県知事は、前条第二項の規定によ る要請があつたときは、政令で定めるところに より、特定空港の周辺で航空機の著しい騒音が 及ぶこととなる地域及びこれと一体的に土地利 用を図るべき地域について、航空機騒音対策基 本方針(以下「基本方針」という)を定めるもの とする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定め るものとする。

一 航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障 害防止特別地区の位置及び区域に関する基本

的事項

二 航空機の騒音により生ずる障害の防止に配意した土地利用に関する基本的事項  
三 航空機の騒音により生ずる障害の防止のために必要な施設、生活環境施設、産業基盤施設その他の施設であつて政令で定めるものの整備に関する基本的事項

3 都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、運輸省令、建設省令で定めるところにより、当該基本方針の案を公表しなければならぬ。

4 前項の規定による公表があつたときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、公表の日から起算して二週間以内に、その公表された基本方針の案について、都道府県知事に意見書を提出することができる。

5 都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、当該基本方針の案について、関係市町村長の意見を聴き、かつ、特定空港の周辺で航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域が二以上の都府県の区域にわたるときは関係都府県知事に協議しなければならぬ。

6 都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、運輸大臣及び建設大臣の同意を得なければならぬ。この場合において、運輸大臣及び建設大臣は、同意をしようとするときは、第二項第二号及び第三号に係る部分について関係行政機関の長に協議しなければならない。

7 都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、これを公表しなければならない。

8 前各項の規定は、都道府県知事が基本方針を変更する必要があると認める場合について準用する。

(航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区)  
第四条 特定空港の周辺で都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第五条の規定により指定された都市計画区域内の地域においては、都市計画に航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害

防止特別地区を定めることができる。

2 航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区に関する都市計画は、基本方針に基づいて定めなければならない。

3 航空機騒音障害防止地区は、航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域について定めるものとする。

4 航空機騒音障害防止特別地区は、航空機騒音障害防止地区のうち航空機の特に著しい騒音が及ぶこととなる地域について定めるものとする。

第五条 航空機騒音障害防止地区(航空機騒音障害防止特別地区を除く)内において次に掲げる建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ)の建築(同条第十三号に規定する建築をいう。以下同じ)をしようとする場合においては、当該建築物は、政令で定めるところにより、防音上有効な構造としなければならない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校  
二 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条第一項に規定する病院  
三 住宅  
四 前三号に掲げる建築物に類する建築物で政令で定めるもの

2 航空機騒音障害防止特別地区内においては、前項各号に掲げる建築物の建築をしてはならない。ただし、都道府県知事が、公益上やむを得ない認め、又は航空機騒音障害防止特別地区以外の地域に建築することが困難若しくは著しく不適当であると認めて許可した場合は、この限りでない。

3 前項ただし書の許可には、航空機の騒音により生ずる障害の防止のために必要な限度において、建築物の構造又は設備に關し条件を付けることができる。

4 航空機騒音障害防止特別地区に関する都市計画が定められた際既に着手していた建築については、第二項の規定は、適用しない。

5 前各項の規定は、建築物の用途を変更して第一項各号に掲げる建築物のいづれかとしようとする場合について準用する。

(違反建築物に対する措置)  
第六条 都道府県知事は、前条第一項(同条第五項において準用する場合を含む)の規定に違反した建築物又は同条第三項(同条第五項において準用する場合を含む)の規定により許可に付された条件に違反した建築物については、当該建築物の所有者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、当該建築物の模様替その他これらの規定に対する違反を是正するために必要な措置(以下「建築物の模様替等」という)を講ずべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前条第二項(同条第五項において準用する場合を含む)の規定に違反した建築物については、当該建築物の所有者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、当該建築物の移転、除却又は用途の変更(以下「建築物の移転等」という)をすべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定により建築物の模様替等又は建築物の移転等を命じようとするときは、これらの措置を命ずべき者について聴聞を行わなければならない。ただし、その者が正当な理由がなく聴聞に応じない場合は、この限りでない。

(損失の補償)  
第七条 特定空港の設置者は、航空機騒音障害防止特別地区内の土地について第五条第二項(同条第五項において準用する場合を含む)の規定による用途の制限により通常生ずべき損失を、当該土地の所有者その他の権原を有する者に対して、補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、特

定空港の設置者と当該土地の所有者その他の権原を有する者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、特定空港の設置者又は当該土地の所有者その他の権原を有する者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(土地の買入れ)  
第八条 特定空港の設置者は、航空機騒音障害防止特別地区内の土地の所有者から第五条第二項(同条第五項において準用する場合を含む)の規定による用途の制限のため当該土地の利用に著しい支障をきたすこととなることにより当該土地を特定空港の設置者において買入れべき旨の申出があつた場合においては、当該土地を買入れ得るものとする。

2 前項の規定による買入れをする場合における土地の価額は、時価によるものとする。

(移転の補償等)  
第九条 特定空港の設置者は、航空機騒音障害防止特別地区に関する都市計画が定められた際現に当該航空機騒音障害防止特別地区に所在する第五条第一項各号に掲げる建築物及び当該建築物と一体として利用されている当該建築物以外の建築物、立木竹その他土地に定着する物件(以下「建築物等」という)の所有者が当該建築物等を航空機騒音障害防止特別地区以外の地域に移転し、又は除却するときは、当該建築物等の所有者その他の権原を有する者に対し、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。

2 特定空港の設置者は、前条第一項の規定による買入れをする場合は、政令で定めるところにより、前項の規定による補償を受けることとなる者からその者の所有に属する土地で航空機騒音障害防止特別地区に所在するものの買入れの申出があつた場合においては、予算の範囲内において、当該土地を買入れ得るものとする。

第一類第十号 運輸委員會議録第二号 昭和五十二年十一月一日

る。

(買入れた土地の管理等)

第十条 特定空港の設置者は、第八条第一項又は前条第二項の規定により買入れた土地については、この法律の目的に適合するように管理しなければならない。

2 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十八条第四項及び同法第十九条において準用する同法第二十二條第一項の規定にかかわらず、国である特定空港の設置者は、第八条第一項又は前条第二項の規定により買入れた土地を地方公共団体が公園、広場その他政令で定める施設の用に供するときは、当該地方公共団体に對し、当該土地を無償で使用させることができる。

3 国有財産法第二十二條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により土地を使用させる場合について準用する。

(国の援助等)

第十一条 国は、基本方針に適合する施設の整備を行う地方公共団体その他の者に対し、財政上及び金融上の援助に努めなければならない。

2 特定空港の設置者は、基本方針に適合し、かつ、航空機の騒音により生ずる障害の防止に資すると認められる施設の整備を行う地方公共団体に對し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その整備に要する経費の一部を補助することができる。

(罰則)

第十二条 第六条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十三条 第五条第二項(同条第五項において準用する場合を含む)の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人

人に対して各本條の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部改正)

2 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第一百十号)の一部を次のように改正する。

第九条に次の一項を加える。

3 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十二年法律第 号)第十条の規定は、前項の規定により買入れた土地について準用する。

第九条の三第一項中「市街化されており、又は市街化すると予想される」を「市街化されている」に改める。

(都市計画法の一部改正)

3 都市計画法の一部を次のように改正する。

第八条第一項に次の一号を加える。

十五 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十二年法律第 号)第四条第一項の規定による航空機騒音障害防止地区又は航空機騒音障害防止特別地区

第十三条第三項中「第十四号」を「第十五号」に改める。

第十五条第一項第二号中「第十二号まで」の下に「及び第十五号」を加える。

(地方税法の一部改正)

4 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第二十三号中「第九条第二項」の下に「又は特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十二年法律第 号)第八条第一項若しくは第九条第二項」を加える。

(運輸省設置法の一部改正)

5 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十八條の二第一項第十号の六の次に次の一号を加える。

十の七 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十二年法律第 号)の施行に関する事。

(建設省設置法の一部改正)

6 建設省設置法(昭和二十三年法律第一百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第六号の七の次に次の一号を加える。

六の八 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十二年法律第 号)の施行に関する事務を管理すること。

第四条第四項中「第六号の七及び第七号」を「及び第六号の七」に改める。

理由

都市における空港周辺地域の航空機の騒音により生ずる障害の実態にかんがみ、当該地域について、航空機の騒音により生ずる障害を防止し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図るため、航空機騒音対策基本方針の策定、土地利用に関する規制その他の特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。